野田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１６日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市規則第５０号

野田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

野田市職員の退職管理に関する規則（平成２８年野田市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第２１条第３項中「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第３項第１号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１６の２第１項第１号イに掲げる場合（令和９年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「１６０万円」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。